

在デンバー日本国総領事館領事部

平成31年メールマガジン第6号（2019年4月19日送信）

★★

【今号の内容】

家畜伝染病予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持ち込み）への
対応の厳格化について

★★

●家畜伝染病予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持ち込み）への対応の厳格化
について

邦人海外旅行者及び訪日外国人旅行者の急増に伴い、海外から畜産物が違法に持ち込まれ、我が国への家畜の伝染性疫病の侵入リスクが非常に高まっています。

これらのことから、農林水産省動物検疫所では、本年4月22日から、対応を厳格化することとしました。

皆様におかれましては、以下のウェブサイトをご覧ください、畜産物の違法な持ち込みにご注意ください。

○動物検疫所ウェブサイト

「家畜の伝染病疫病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（日本への持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「アフリカ豚コレラへの対応」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/asf2018.html>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部
Consulate-General of Japan in Denver
1225 17th Street, Suite 3000
Denver, CO 80202
TEL:303-534-1151
FAX:303-534-3393
E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp